

## 船舶事故調査報告書

令和6年6月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| 事故種類                             | 乗揚   |
| 発生日時                             | 令和5年12月5日 01時53分ごろ   |
| 発生場所                             | 山口県萩市萩港<br>萩港浜崎防波堤灯台から真方位096° 110m付近<br>(概位 北緯34° 25.5′ 東経131° 24.0′)  |
| 事故の概要                            | 漁船第三神力丸 <sup>しんりき</sup> は、出航中、岩礁に乗り揚げた。  |
| 事故調査の経過                          | 令和6年1月30日、主管調査官（門司事務所）を指名<br>原因関係者から意見聴取手続実施済  |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等 | 漁船 第三神力丸、7.3トン<br>YG2-7932（漁船登録番号）、個人所有<br>第291-36948号（船舶検査済票の番号）  |
| 乗組員等に関する情報                       | 船長、一級小型・特殊・特定  |
| 負傷者                              | なし   |
| 損傷                               | 船尾部船底外板に擦過傷、プロペラに欠損及び舵に曲損等   |
| 気象・海象                            | 気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好<br>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期  |
| 事故の経過                            | <p>本船は、船長が1人で乗り組み、引き縄漁の目的で、法定灯火を表示し、萩市見島北方沖の漁場に向け、萩市卸売市場前の岸壁を出発した。</p> <p>船長は、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、操舵室右舷側の椅子に腰を掛けて手動操舵で操船に当たり、本船を北西進させた。</p> <p>船長は、本船が北北西方に伸びる浜崎防波堤と萩市鶴江台西岸との間の右側に湾曲した水路に達し、同水路に沿って緩やかに右転を始めた。</p> <p>船長は、その後、いつものように浜崎防波堤に沿って北北西進しているつもりで、目視のみで船位を確認しながら航行を続けていたところ、左舷船首方に見える萩港浜崎防波堤灯台の灯光がふだんよりも遠くに見えた。</p> <p>船長は、鶴江台西岸に寄っているのではないかと思い、主機の回転数を下げ、操舵室右舷側の窓を開けて鶴江台西岸との距離を確認しようとしたところ、船底を擦るような衝撃を感じた。</p> <p>船長は、サーチライトを照らして本船が岩礁に乗り揚げたことを認め、その後、自力での離礁を試みたものの、離礁することができなかったので、本事故の発生を所属の漁業協同組合を經由して海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、所属の漁業協同組合が手配したタグボートにより引き出さ</p> |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>れた後、船長が操船して造船所に向かった。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p> <p>本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約1.4mであった。</p> <p>船長は、漁師経験が約42年あり、萩港を基地として操業を行っていた。</p> <p>船長は、夜間に萩港を出入航する際、レーダー及びGPSプロッターを作動させていたものの、慣れた港内なので、萩港浜崎防波堤灯台の灯光の見え具合で船位を確認していた。</p> <p>船長は、右転を始めた後、舵を中央に戻したつもりだったので、浜崎防波堤に沿って北北西進していると思っていたが、僅かに右舵が取られていたのではないかと本事故後に思った。</p> |
| 分析    | <p>本船は、萩港から出航中、船長が、右側に湾曲した水路に沿って緩やかに右転を開始した後、舵を中央に戻して浜崎防波堤に沿って北北西進していると思い、目視のみで船位を確認しながら航行を続けたことから、僅かに右舵が取られて鶴江台西岸に向かって航行していることに気付かず、鶴江台西岸の岩礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>  |
| 原因    | <p>本事故は、夜間、本船が萩港から出航中、船長が、右側に湾曲した水路に沿って緩やかに右転を開始した後、舵を中央に戻して浜崎防波堤に沿って北北西進していると思い、目視のみで船位を確認しながら航行を続けたため、僅かに右舵が取られて鶴江台西岸に向かって航行していることに気付かず、鶴江台西岸の岩礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>   |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船長は、慣れた港内での操船であっても、特に夜間は、目視だけでなくGPSプロッター等により防波堤、陸岸等の位置を確認しながら船位の確認を適切に行い、岩礁等に接近しないこと。</li> </ul>  |

付図1 事故発生経過概略図

